

事業名	国営農地開発事業	地区名	こうばん 高幡	県名	高知県
関係市町村	たかおかぐんくぼかわちょう おおのみそん ひがしつのむら はやまむら はたぐんたいしょうちょう 高岡郡窪川町、大野見村、東津野村、葉山村、幡多郡大正町				
事業概要	1 事業の概要 (1) 地区の自然的・社会的立地状況 本地区は、高知県の南西部に位置し、高岡郡窪川町、大野見村、東津野村、葉山村及び幡多郡大正町にまたがる標高200～600mの丘陵地と一部谷部が含まれる山間地域及び地区南部の窪川町周辺の平坦部から形成され、地区のほぼ中央を四万十川が蛇行しながら貫流している。				
	(2) 事業化の経緯 地域の農業は主に水稲単作及び水稲と野菜との複合経営で、農家1戸当たり経営耕地面積は県平均とほぼ同程度であり、また、耕地は河川沿いに点在しているため基盤整備が遅れており、農業経営は不安定で農業所得も低迷している状況にあった。 その中において、野菜、花き・花木の作付が増加傾向を示し、一部では借地等による経営規模拡大の動きがみられるようになった。 このような動向を踏まえ、地区内に点在する低利用の山林・原野の農地造成を行い経営規模を拡大する、畑地かんがい施設を導入し生産の安定、収量の増加、品質の向上を図る、造成地に隣接する谷地田の区画整理を行い大型機械化による作業効率の向上及び営農経費の節減を図ることにより、農業所得の向上と農業経営の安定に資することを目的として昭和62年度に事業に着手した。 その後、米価をはじめとする農産物価格の低迷、輸入自由化等、農業情勢が厳しくなり、受益農家の営農意欲の減退がみられたことから受益農家の意向調査を行ったところ、受益面積が大幅に減少することが判明した。このため、事業の進め方について地元関係機関等と協議調整を行った結果、受益面積、主要工事計画、事業費の変動が生じたため平成9年度に計画変更を行い、同年度に事業が完了した。				
	(3) 事業の概要 当該事業（事業完了時） ・受益面積：121ha ・受益者数：203戸 ・主要工事：農地造成74ha、区画整理47ha、支線道路37.7km、排水路4.3km 農業用水施設（雑用水） ・事業費：109億円 ・工事期間：昭和62年度～平成9年度 関連事業 ・なし				
評価項目	2 社会経済情勢の変化 (1) 地域の社会経済情勢の変化 地域の総人口は、昭和60年の31,369人から平成12年は27,240人と13%減少しているが、世帯数は、昭和60年の10,161戸から平成12年は10,143戸と横ばいで、小家族化が進行している。 産業別就業人口は、昭和60年の16,152人から平成12年は13,373人と17%減少している。その中において、農業に就業している人口の割合は、昭和60年の30%から平成12年は22%と低下傾向を示しているが、県平均の11%（H12年）に比べて11ポイント高く、農業は地				

評価項目	域の重要な産業となっている。 産業別生産額は、昭和60年の49,906百万円から平成12年は69,254百万円と39%増加している。 交通の状況は、地域のほぼ中央を国道56号が南北に、北部を国道197号が横断している。さらに、高速道（高知自動車道）も平成15年度には地域の東部に隣接する須崎市の須崎東ICまで開通し、高知市まで1時間程度となっている。
	（２）地域農業の動向 地域の農業就業人口は、昭和60年の5,747人から平成12年は3,795人と34%減少している。農業就業人口の年齢構成は、昭和60年は65歳以上の割合が32%であったものが平成12年には54%と過半数を占めており、県平均の49%に比べ高齢化が進んでいる。 農業粗生産額は、昭和60年の9,758百万円から平成12年は7,668百万円と21%減少しており、特に米及び畜産の減少が大きい。 耕地面積は、昭和60年の3,777haから平成12年は3,155haと16%減少している。地目別には、昭和60年、平成12年とも、水田が81%を占めている。 耕地利用率は、昭和60年の106%から平成12年は90%と16ポイント減少しており、県平均の96%に比べ利用率は低下している。 農家１戸当たり経営耕地面積は、県平均が昭和60年の0.61haから平成12年には0.66haとほぼ横ばいであるのに対し、昭和60年では0.71haであったものが平成12年は0.81haと増加している。
	（３）地区における営農の動向 本地区の造成農地のうち植栽面積は約60haであり、現在の主な作付作物はしょうが等の根菜類、にら等の葉茎菜類、花き・花木、大麦、葉たばこ、飼料作物、ゆず、茶等である。地区の土地利用率は97.3%（H15）で、作付準備に係る未作付地が一部存在するものの耕起等により管理されている。 生産された農作物は、園芸連、たばこ生産組合、茶生産組合等により一元出荷がなされているが、花き・花木については経営者自らがインターネットを活用し出荷先を調整するなどの販売努力が行われている例もみられる。 さらに、茶については、地域ブランドの確立に向け「土佐茶」としての販路拡大に努めるとともに製品化にも取り組んでおり、清涼飲料水「てっぺん四万十のお茶」などを開発し道の駅などで販売するなど、栽培農家の経営の安定に寄与している。 新たな導入作物の検討として、数年前より馬路村農協とゆずの契約栽培に取り組んでおり、栽培面積は年々増加し7.7ha（H15.11月）が作付されており、清涼飲料水「ごっくん馬路村」等として加工される予定である。 区画整理を実施した水田では、作業受託組織による作業受託が可能となったことから、大豆の作付が拡大しており、今後は新たな転作作物として、さといもが推進されている。
	（４）受益農家の状況 受益農家の動向は、事業完了時の203戸から平成15年には159戸となっており、アンケート調査によると、現在の１戸当たり経営畑面積は既耕地を含め事業前と比較し1.5倍となっており、経営規模の拡大が図られていることがうかがえる。 ３ 事業により整備された施設の管理状況 （１）施設の概況 本事業で整備された施設は、支線道路A（全幅4.0m）16路線、支線道路B（全幅3.0m）23路線、幹線排水路5路線、支線排水路12路線、農業用水施設（配水管路23.4km、ポンプ施設18ヶ所、ファーム Pond 27ヶ所）である。

	(2) 施設の管理状況 施設は事業完了後、土地改良法に基づき関係5町村及び高幡土地改良区に譲与され、施設管理主体又は各団地毎に受益農家で組織されている維持管理組合により適正に管理されている。
評 価 項	4 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ○ 農業生産向上効果（作物生産効果） 造成農地における作付状況 野菜については、しょうが、にら、うど、ブロッコリーが計画されていた。しょうがはほぼ計画通りの作付がなされているものの、他の野菜については作付が減少し、安定的な収入が見込めるゆずや、ピーマン等の施設野菜に切り替わっている。 花きについては、ゆりが計画されていたが、それに代わり新規就農者を中心にきくの作付が増加している。 葉たばこについては、病害対策のため作付が減少しているものの、今後、作付が再開される予定である。 茶については、ほぼ計画通りの作付がなされ、摘採方法を工夫し高品質の茶葉生産を行っていることから、単位当たり収量は少ないものの高値で取引されている。 区画整理を実施した水田における作付状況 水稻の他にしょうが、にら、ブロッコリー、葉たばこ等が計画されていたが、未整備の水田に比べ作業効率が良いため、水稻の作付が計画を上回っている。また、作業受委託が可能となったことから計画になかった大豆の作付が増加している。 土地利用型作物が増加したことにより、しょうが、にら等の野菜類の作付は計画よりも減少している。
目	5 事業効果の発現状況 (1) 農業生産性の向上 本事業の実施により、農家の経営規模拡大が図られるとともに、次のような経営感覚の優れた農家も出現している。 ・ 造成農地(121a)を取得し、茶を基幹として経営規模の拡大を図り、農業所得の向上による農業経営の改善を行ったことにより、後継者への経営移譲がスムーズに進んだ。 ・ 造成農地の取得や利用権設定により、露地・施設しょうがを中心とした専業経営を実現し、栽培管理技術や機械化一貫体系を確立するとともに、生産者グループを結成し契約栽培の実施等により経営の安定を図っている。 造成農地は、一区画面積が大きく、権利関係が複雑でないことなどから、農地の取得や利用権設定がしやすいため、新規就農者が参入しており、地域農業が活性化している。 ・ 民間会社に勤めるサラリーマンであったが、農業・農村地域の活性化を目指した町の取組みに賛同し、脱サラ後、造成農地取得(20a)による施設花き（きく）栽培に取り組み、地域の花農家のリーダー的存在になっている。 ・ 平成8～15年度にかけて、造成農地に17名が新規就農し、地域全体では窪川町の30名を筆頭に地域全体で56名が新規就農しており、農業生産の拡大等地域農業の活性化が図られている。

評価項目	造成農地は既耕地とは異なり、団地間の距離があるために病虫害の被害を受けにくい等の造成農地の特性を活かし、有機ＪＡＳの認定を受け有機無農薬栽培に取り組んでいる。 造成農地では茶木が若く、高品質の茶葉が生産されていることから、既耕地においても茶木の改植の気運が高まってきている。 区画整理を実施した水田では、ほ場の大区画化、整形化等が図られたため、機械の作業効率が高まり、営農経費が節減されている。
	(２) 道路整備に伴う林業経営の合理化 整備された農道（支線道路）周辺部の山林において、育林、林産物・林業生産資材の輸送の利便性が向上し、適切な山林管理が行われるとともに、林業経営の合理化が図られている。
	(３) 土地の権利関係の明確化 本事業による農地造成、区画整理に伴う換地により地籍確定がなされたことから、国土調査が実施されていなかった土地について、土地の権利関係が明確化した。
	(４) その他 農地造成により農地面積が増え、営農上必要となる生産資材や農機具等の購入、生産物の取り扱い量が増加し、地域経済の発展に寄与している。 区画整理によりほ場畦畔が高くなったことによって、降雨時の水田の一時貯留機能が向上し、付随的に下流の洪水被害が防止または軽減されている。 農地造成により山林が農地に变化したことに伴い、土地の評価額が上昇したために固定資産税が増収した。 本事業によって、本地域の重要な産業である農業の振興が図られたことで、地域の担い手が確保され、農業者の定住化に寄与している。 確保された担い手が、農業生産の維持、耕作放棄地の防止に貢献している。 確保された担い手が、自治会の運営や生活環境の維持管理等をはじめとした集落機能の維持に貢献している。
	6 事業実施による環境の変化 本業実施中の平成２年４月に「高知県清流保全条例」が制定されたことから、本地区においては、学識経験者からなる「高幡開拓建設事業環境保全対策調査検討委員会」を設け、土砂流出防止対策等環境保全対策の検討を行った。その検討結果を受け、事業の実施に当たっては、造成勾配の緩和、沈砂池の増設、施工時期の注意など自然環境に与える影響を最小限とするように配慮したことから、自然環境が保全されており、事業完了後の公共用水域水質測定結果（測定地点：地区下流部の大正流量観測所）においても特段の変化はみられない。
	7 今後の課題等 本事業により整備した用排水施設の維持管理は各団地毎に受益農家で組織されている

評価項目	維持管理組合が行っており、受益者の出役で良好に管理されているものの、将来的には、施設の機能維持や老朽施設の計画的な更新を維持管理組合のみで行うことは困難であるため、関係機関との調整を図り、その対策について検討する必要がある。
総合評価	8 総合評価 (1) 事業により整備された施設の管理状況 本事業で整備された施設は、支線道路、幹支線排水路、農業用水施設(雑用水)である。施設は事業完了後、土地改良法等に基づき関係5町村及び高幡土地改良区に譲与され、施設管理主体又は各団地毎に受益農家で組織されている維持管理組合により適正に管理されている。 (2) 事業効果の発現状況 本事業の実施により、農家の経営規模の拡大が図られるとともに、経営感覚に優れた農家が出現し、併せて新規就農者が増加する等地域農業が活性化している。 大型機械による効率的な営農が行える基盤が整備され、作業受託組織等による農作業の受託等効率的な営農が展開され、営農経費が節減されている。 さらに、本事業によって、営農上必要となる生産資材等の購入や生産物の取り扱い量が増加し、地域経済の発展にも寄与している。また、地域の担い手が確保されたことで、農業生産や集落機能の維持等にも貢献している。 (3) 事業実施による環境の変化 農地造成等を実施するに当たり、土砂流出防止対策などの十分な環境保全対策を講じ、自然環境に与える影響を最小限とするように配慮したことから自然環境が保全されており、事業完了後の地区下流部の公共用水域水質測定結果においても特段の変化はみられない。 (4) 今後の課題等 用排水施設の維持管理は各団地毎に受益農家で組織されている維持管理組合が行っており、受益者の出役で良好に管理されているものの、将来的には、施設の機能維持や老朽施設の計画的な更新を維持管理組合のみで行うことは困難であるため、関係機関との調整を図り、その対策について検討する必要がある。
第三者委員会の意見	1 本事業の実施により、優良な農地の確保や土地改良施設の整備が行われ、生産性の高い活力に満ちた農業経営が展開されている。また、地域の活性化と安定的な食料供給基地としての発展が図られるとともに、農道などのインフラ整備を通じて地域社会への貢献も見られる。 さらに、地域経済への波及効果や農業従事者の定住化促進への寄与、地域農業や集落機能の維持への貢献が認められることは評価できる。 2 施設の維持管理は適正に行われているが、将来的には関係機関との調整を図り、施設の機能維持や計画的な更新策を講ずることが望まれる。 さらに、新たなソフト事業の導入など高付加価値型農業への展開が望まれる。 3 地域経済の発展や農業従事者の定住化への寄与、地域農業及び集落機能維持への貢献などの効果については、定量化を進めるべく評価地区の蓄積により評価手法の充実を図られたい。